

工場・事業場等の騒音・振動に関する規制の概要

(騒音規制法・振動規制法・佐賀県環境の保全と創造に関する条例による届出と規制基準)

騒音規制法及び振動規制法は、工場・事業場における事業活動にともなって発生する騒音・振動を規制の対象とし、生活環境を保全して国民の健康を保護することを目的としています。また、騒音・振動問題は極めて地域性の強いものであるため、条例で必要な規制を定めることも認めています。これにより佐賀県では、条例で特定施設（騒音規制）を指定しています。

1 規制する地域(指定地域)について

騒音規制法及び振動規制法による規制は、住民の生活環境を保全する必要がある地域である「指定地域」に適用されます。騒音・振動それぞれについて※区域を区分けし、規制基準値を設定しています。

※区域の区分については、住民課環境衛生係（三田川庁舎1階）へお問い合わせください。

2 特定工場等に関する規制

著しい騒音・振動を発生する施設（特定施設 下表(1)参照）を設置する工場・事業場等（特定工場）は規制の対象となります。指定地域内に特定工場等を設置している者は、規制基準（敷地の境界線における騒音・振動の許容限度（規制基準 下表(2)参照））を遵守することと、町長への届出の義務（届出種別 (3)参照）があります。

特定施設の設置又は変更の届出による計画が、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことや既設の特定工場から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められるときは、計画を変更すべきことや改善することを勧告し、勧告に従わない場合は勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(1) 特定施設

指定地域内において、規制対象となる騒音・振動に係る特定施設は以下のとおりです。

	特定施設の名称		規模・能力等	
			騒音規制法	振動規制法
1	金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの	
		製管機械	全ての施設	
		ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上	

			のもの	
		液圧プレス	矯正プレスを除く	矯正プレスを除く
		機械プレス	呼び加圧能力が294kN 以上のもの	全ての施設
		せん断機	原動機の定格出力が3.75kW 以上のもの	原動機の定格出力が1kW以上のもの
		鍛造機	全ての施設	全ての施設
		ワイヤーフォーミングマシン	全ての施設	原動機の定格出力が37.5kW 以上のもの
		ブラスト	タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く	
		タンブラー	全ての施設	
		切断機	といしを用いるもの	
2		空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が7.5kW 以上のもの	圧縮機で、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの
3		土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が7.5kW 以上のもの	原動機の定格出力が7.5kW 以上のもの
4		織機	原動機を用いるもの	原動機を用いるもの
5	建設用資材製造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量0.45m ³ 以上のもの	
		アスファルトプラント	混練機の混練重量が200kg以上のもの	
		コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が2.95 kW以上のもの
		コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの
		コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの

6	穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの		
7	木材加工機械	ドラムバーカー	全ての施設	全ての施設
		チップパー	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの
		砕木機	全ての施設	
		帯のご盤	・製材用のは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	
		丸のご盤	・製材用のは原動機の定格出力が15kW以上のもの ・木工用のは原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	
		かな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上のもの	
8	抄紙機	全ての施設		
9	印刷機械	原動機を用いるもの	原動機の定格出力が2.2kW以上のもの	
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のもの	
11	合成樹脂用射出成形機	全ての施設	全ての施設	
12	鋳造型機	ジヨルト式のもの	ジヨルト式のもの	

県条例(騒音)による規制対象施設

	特定施設の名称	規模・能力等
1	コンクリートブロックマシン	騒音規制法に規定する特定工場等以外に設置されるもの
2	クーリングタワー	原動機の定格出力が3.75kW以上のもので、騒音規制法に規定する特定工場等以外のものに設置されるもの

(2) 規制基準

騒音				振動		
区域の区分	昼間 (8:00-19:00)	朝 (6:00-8:00) 夕 (19:00-23:00)	夜間 (23:00-6:00)	区域の区分	昼間 (8:00-19:00)	夜間 (19:00-8:00)
第1種区域				第1種区域	60dB	55dB
第2種区域						
第3種区域	65dB		55dB	第2種区域	65dB	60dB
第4種区域						

(3) 届出

指定地域内において特定施設を設置したり、変更しようとする場合などには所定の届出が必要です（下表参照）。提出期限までに住民課環境衛生係（三田川庁舎1階）へ2部（正本及びその写し）提出してください。

【騒音の届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とするとき	届出の種類	根拠規定/ 届出様式	添付書類	提出時期
特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届出	法第6条/ 様式第1 ★条例第9条/ 様式第1号	・工場等の周辺図 ・特定施設の配置図 ・防音措置の概要 (・騒音の大きさに関する資料等)	工事着手予定日の30日前まで
既存の施設が法改正等により特定施設となったとき	特定施設使用届出	法第7条/ 様式第2 ★条例第10条/ 様式第2号		特定施設になって30日以内
特定施設の種類ごとの数を最終届出時から増やすとき(種類ごとの数を減少する場合及び直前に届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く)	特定施設の種類ごとの数変更届出	法第8条/ 様式第3 ★条例第11条/ 様式第3号	上記添付書類のうち、変更のあった事項に関するもの	当該事項の変更に係る工事着手予定日の30日前まで
騒音の防止の方法を変更するとき(騒音の大きさが増加しないと客観的に判断される場合を除く)	騒音の防止の方法変更届出	法第8条/ 様式第4 ★条例第11条/ 様式第3号		

氏名、名称、住所等の変更があったとき	氏名等変更届出	法第10条/ 様式第6 ★条例第11条/ 様式第4号	特になし	変更の日から30日以内
特定施設のすべてを廃止したとき	特定施設使用全廃届出	法第10条/ 様式第7 ★条例第11条/ 様式第5号		廃止の日から30日以内
特定施設のすべてを譲り受けたとき	承継届出	法第11条/ 様式第8 ★条例第14条/ 様式第6号		承継のあった日から30日以内

★は県条例に該当する場合の届出分

【振動の届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とするとき	届出の種類	根拠規定/ 届出様式	添付書類	提出時期
特定施設を設置しようとするとき	特定施設設置届出	法第6条/ 様式第1	・工場等の周辺図 ・特定施設の配置図 ・防振措置の概要 (・振動の大きさに関する資料等)	工事着手予定日の30日前まで
既存の施設が法改正等により特定施設となったとき	特定施設使用届出	法第7条/ 様式第2		特定施設になって30日以内
特定施設の種類・能力ごとの数を最終届出時から増やすとき	特定施設の種類ごとの数変更届出	法第8条/ 様式第3		上記添付書類のうち、変更のあった事項に関するもの
振動の防止の方法を変更するとき(振動の大きさが増加しないと客観的に判断される場合を除く)	騒音の防止の方法変更届出	法第8条/ 様式第4		
氏名、名称、住所等の変更があったとき	氏名等変更届出	法第10条/ 様式第6	特になし	変更の日から30日以内
特定施設のすべてを廃止したとき	特定施設使用全廃届出	法第10条/ 様式第7		廃止の日から30日以内
特定施設のすべてを譲り受けたとき	承継届出	法第11条/ 様式第8		承継のあった日から30日以内

3 特定建設作業に関する規制

指定地域内における建設作業のうち、著しい騒音・振動を発生する施設等を使用する作業（特定建設作業 下表(1)参照）が規制の対象となります。建設作業における騒音・振動は、選択できる工法等に限りがあり防止対策が困難なこと、工事自体が一時的であることなどの特殊性から、騒音・振動の大きさや、夜間作業や日曜・休日における作業時間の制限といった面にも配慮した規制基準が設定されています。特定建設作業を実施しようとする者（元請業者）は、規制基準（下表(2)参照）を遵守することと、町長への届出の義務（(3)参照）があります。

特定建設作業において発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれると認めるときは、建設工事の施工者に対し騒音・振動の防止方法を改善したり、作業時間を変更すべきことを勧告し、勧告に従わない場合は勧告に従うべきことを命ずることがあります。

(1)特定建設作業

指定地域内において、規制対象となる建設作業は以下のとおりです。

※ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものは除きます。

	特定建設作業の種類		摘要	
			騒音規制法	振動規制法
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業		<ul style="list-style-type: none"> ・もんけん、圧入式くい打くい抜機を除く ・くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・もんけん及び圧入式くい打機を除く ・油圧式くい抜機を除く ・圧入式くい打くい抜機を除く
2	びょう打機を使用する作業		全ての作業	
3	さく岩機を使用する作業	さく孔を主とするさく岩機	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る ・手持式のものを除く
4		ブレーカーを使用する作業		

5	空気圧縮機を使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る ・さく岩機の動力として使用する作業を除く 	
6	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	<ul style="list-style-type: none"> ・混練機の混練容量がコンクリートプラントは0.45 m³以上、アスファルトプラントは混練機の混練重量が200kg以上のものに限る ・モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く 	
7	バックホウを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る 	
8	トラクターショベルを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る 	
9	ブルドーザーを使用する作業	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る 	

10	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	/	・全ての作業
11	舗装版破砕機を使用する作業		・作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る

(2)規制基準

区域の区分	基準値 (単位: dB)		作業時間帯	1日の作業時間	作業期間	作業日
	騒音	振動				
第1号区域	85 (町内全域)	75	19:00~7:00 でないこと	10時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜その他の休日でないこと
第2号区域	/		22:00~6:00 でないこと	14時間を超えないこと		

(3)届出

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合、施工者は所定の届出が必要です。提出期限までに住民課環境衛生係へ2部（正本及びその写し）提出してください。

【届出の種類と届出書類・提出時期】

届出を必要とするとき	届出の種類	根拠規定/届出様式		添付書類等	提出期限
		騒音規制法	振動規制法		
特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするとき	特定建設作業 実施届出	法第14条/ 様式第9	法第14条/ 様式第9	・特定建設作業場所の周辺図 ・特定建設作業の工程を明示した建設工事工程表 ・騒音・振動の大きさ、その防止措置に関する資料等	特定建設作業の開始日の7日前まで
災害等の発生により、緊急に当該作業を行う必要があるとき					すみやかに

【問い合わせ・区域区分の縦覧場所について】

住民課 環境衛生係

神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2(三田川庁舎1階)

TEL 0952-37-0335